



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1329 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 1
- 1330 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 1

告 示

和歌山県告示第1329号

平成30年和歌山県告示第1164号（以下「告示第1164号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

- 朝間健至
- 上林詳良
- 河原清一
- 下谷一良
- 立石章
- 中田敬介
- 中田次郎
- 中西喜代松
- 中前芳治
- 西川須美子
- 馬場聡吉
- 平井久代
- 平井善隆
- 藤田豊久
- 保田栄之助
- 保田潔
- 堀江明
- 松浦昭勇

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1164号のとおり

和歌山県告示第1330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

区域として指定する。

平成30年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

出雲田の頭 (I-1750)、出雲田の頭 (I-1751)、出雲 (I-1752)、出雲向地 (I-1754)、出雲田の頭・出雲 (2) (I-1755)、出雲崎 (I-2346)、出雲 (5) (I-4557)、出雲向地 (2) (I-4558)、出雲 (7) (I-4560)、出雲 (201)・出雲田ノ頭 (2) (II-7288)、出雲 (202)・出雲 (2) (II-7562)、出雲 (301) (III-4225)、出雲 (103) (I-70291)、出雲 (104) (I-70292)、出雲 (108) (I-70296)、出雲 (101) (II-70289)、出雲 (102) (II-70290)、出雲 (105) (II-70293)、出雲 (106) (II-70294)、出雲 (107) (II-70295)、出雲 (109) (II-70297)、出雲 (110) (II-70298)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)